記録の保存期間

【事件記録等】

	事	井 の 種 類	保存期間
1	家事審判事件	子の氏の変更についての許可の申立て	1年
		その他	5年
2	家事調停事件		5年
3	人事訴訟事件		5年
4	子の返還申立事件		5年
5	少年保護事件	保護処分決定によって完結したもの又は検察官を出席させる決定があった事件につき、審判に付すべき事由の存在が認められないこと若しくは保護処分に付する必要がないことを理由として保護処分に付さない旨の決定がされたもの	少年が26歳に達するまでの期間
		その他	3年 ただし、道路交通法違反保護事件以外の 事件で上記の期間満了時に少年が20歳に 達しないものは、20歳に達するまでの期間
	準少年保護事件		3年
6	(少年法第27条の2に規定するもの)		ただし、上記の期間満了時に本人が26歳 に達しないものは、26歳に達するまでの期 間
7	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件		5年
		証拠保全の申立て(証拠調べをしたもの)	10年
8	家事雑事件, 少年審判雑事件	執行認許の請求又は申立て、保全命令の申し立て	5年
		その他	3年

【少年調査記録】

	少年審判規則37条の2第4項の規定により返還をうけたもの	5年※	
	その他	終局決定の日から6年※	
	※ただし、当該少年が26歳に達した時は、その期間内でも保存期間が満了したものとする。		